

豊中市国民健康保険 新型コロナウイルス感染症に感染した被
保険者等に係る傷病手当金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号。以下「条例」という。）附則第13項に定める新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の申込)

第2条 条例附則第13項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、必要事項を記入した豊中市国民健康保険傷病手当金支給申込書を豊中市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第3条 豊中市長は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、豊中市国民健康保険傷病手当金支給決定通知書又は豊中市国民健康保険傷病手当金不支給決定通知書により当該申込者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第4条 豊中市長は、前条の規定による支給決定の通知を受けた者が偽りその他の不正な手段により傷病手当金の支給を受けたとき又は受けようとしたときは、当該支給決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により支給決定を取り消した場合において、既に傷病手当金が支給されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和2年4月28日から施行する。